

宇治市職員採用試験実施要項

平成18年2月1日

宇治市長 久保田 勇

平成17年度宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	平成18年2月1日(水)～2月8日(水) (ただし、土・日曜日は除きます)
第1次試験日	平成18年2月18日(土)

1 職種、採用予定者数及び受験資格

職種	採用予定者数	受験資格
一般事務職 (発達相談員)	1名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれにも該当する方。 ①4年制大学の卒業者であること。 ②2年以上の発達臨床の経験を有する者または大学院で発達臨床を修得した者であること。

※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項(成年被後見人又は被補佐人等)に該当する人は受験できません。

2 試験の日時及び場所

区分	日	時	場所
第1次試験	2月18日(土)	午前8時45分から午後1時まで	宇治中学校 (宇治矢落64-1)
第2次試験	日時・場所は第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。		

※ 申込者数により一部会場を変更する場合があります。

※ 第1次試験の際は、必ず上履きを持参してください。

3 試験の方法及び内容

区分	試験科目	一般事務職（発達相談員）
第1次試験	教養試験	公務員として必要な教養及び知識全般についての筆記試験
	専門試験等	（論文試験） 必要な専門知識についての論文試験
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて面接

4 合格発表

区分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	3月上旬（予定）	宇治市役所玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。また、当市のホームページでも受験番号を掲示します。 (http://www.city.uji.kyoto.jp/)
第2次合格発表	3月下旬（予定）	

※ 電話による可否の照会は、受け付けません。

※ 最終合格者でも当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合は、合格を取り消します。

5 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、平成18年4月1日以降、必要に応じ採用します。

登録有効期限は、平成19年3月31日までです。

6 受験申込みの手続

(1) 申込方法 宇治市指定の履歴書と申込書に、インク又はボールペンで必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（縦4cm 横3cm）をはり、宇治市役所3Fの人事課へ提出してください。

履歴書と申込書は、人事課にあります。

(2) 申込受付期間 平成18年2月1日（水）～2月8日（水）
（ただし、土・日曜日は除きます）

(3) 受付時間 午前8時30分～12時、午後1時～5時

※ 郵送による申込みは受け付けませんので、ご注意ください。

7 給与等

(1) 給与は、宇治市職員給与条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

◎ 給与（税込みの月額）

一般事務職 (発達相談員)	大学卒（経験2年）
	183,800円

<上記の額は、平成18年1月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、職歴などがある方は、その経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 福利厚生制度については、京都府市町村職員共済組合への加入により保険給付、貸付け等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付け及び各種の福利厚生事業を行っています。

8 受験についての照会

受験手続等に関する問い合わせは、次のところでお願ひします。

宇治市 市長公室 人事課 人事係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地 TEL 0774-20-8703(直通)

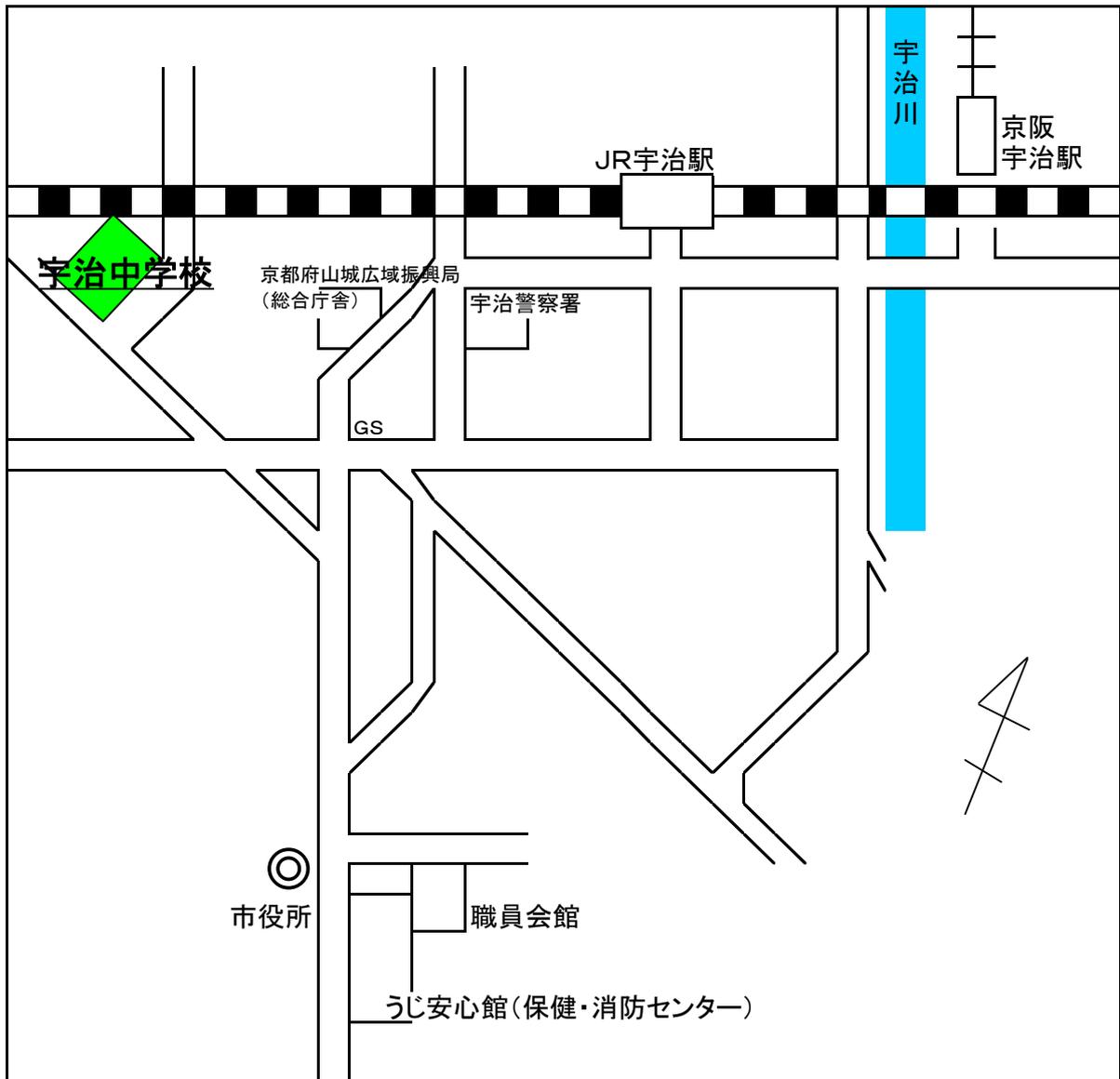
9 試験結果の開示

この試験の結果については、宇治市個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真貼付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験	開示できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合得点 ・総合順位	各合格発表日から 2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日は13時)から17時
第2次試験	不合格者			

10 試験会場案内図



※ 交通案内

JR宇治駅より徒歩約6分

京阪宇治駅より徒歩約15分又は京阪宇治交通バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

近鉄大久保駅より京阪宇治交通バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

※ 駐車場がありませんので、車での来場は禁止します。

※ 地方公務員法第16条は次のとおりです。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人等
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者